

軍事研究と日本学術会議に関する政策についての公開質問状に対する回答

1. 昨年来防衛研究費が大幅に増える一方で、科学研究費などは増えず、大学への運営費交付金の減少も相まって、基礎研究費や教育費が圧迫され、研究力低下に拍車をかけることになっています。防衛省は敵基地攻撃能力も含め様々な最先端の兵器の開発・製造のために軍事研究を拡大しようとしています。そのことについて貴党のお考えをお示してください。

【立憲民主党】国の科学研究費を倍増し、研究者の安定的な雇用や個々の研究環境を整備することで、研究人材の育成を進めていくべきだと考えています。また、基礎研究についても、短期的な成果の見込めるものなどに限らず、広く継続的に実施できるよう、予算の充実化を推進していきます。

【国民民主党】デュアルユースの科学技術の割合は相当の規模に至っているほか、日本の科学技術や産業技術の相対的立ち後れが学術研究のあり方とも関係しています。最終的にはアカデミアや政官財学関係者それぞれのモラル(常識と見識)に委ねられるべき問題です。

【社会民主党】戦争につながりかねない軍事研究の拡大に反対です。また、軍事や産学など特定分野を優遇するのではなく、研究者が自由に研究できるように学術全体の振興が必要だと考えます。

【日本共産党】自公政権は、2014年に集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行して以降、「戦争国家」づくりのために、防衛省の「安全保障技術研究推進制度」を創設し、「防衛イノベーション技術研究所」を新設するなど、大学や公的研究機関、民間企業を軍事研究に取り込もうとしています。科学者が軍事研究に総動員され、科学の独立を維持できなかった戦前・戦中の反省を踏みにじるものです。安保3文書に基づいた「戦争国家」づくりを加速させる軍産学一体化に反対します。防衛省の研究費ではなく、国立大学運営費交付金などの基盤的経費や科学研究費を抜本的に増額し、研究力を回復させることこそが求められています。

【れいわ新選組】

- ・「安保3文書」によって、防衛産業の振興は明確に国家戦略に位置付けられてしまいました。経済学者サミュエルソンが「大砲かバター」と指摘したごとく軍事と民生の2つはトレードオフの関係にあります。
- ・特に少子高齢化が進む日本は生産資源や労働力はケア分野に割かなければならないのに他国との緊張関係を高めることで軍需産業のサイクルを回そうとする余裕はありません。軍事支出が増加すれば、消費や投資などの生産的な目的に使われるリソースが軍事産業に流れ、結局は経済成長が鈍化するという指摘もあります。
- ・今の日本政府は、緊縮財政と選択と集中のもとに、国立大学の基礎研究の財源である運営費交付金を減らし、一方で競争的資金に付け替え、大学間の競争をあおってきました。現在の経済安全保障政策は明確に米国側のニーズに我が国財界が応じるものです。
- ・軍事研究と研究予算を紐づけることは、イノベーション、学術研究、様々なものを安全保障政策のシモベとして位置づけるものです。

【沖縄の風】防衛研究費を拡大し、基礎研究費や教育費を圧迫する現状を変えるべきです。

2. 日本学術会議は1950年に「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明」を、1967年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発出し、2017年にも「この二つの声明を継承する」と表明しました。そして日本の多くの大学も、声明や学内規定で軍事研究は行わないとしてきました。そのことについて貴党のお考えをお示してください。

【立憲民主党】日本学術会議の声明等を重く受け止め、学問の自由、研究者の良心などに照らして、慎重な対応をとっていくべきではないかと考えています。

【国民民主党】デュアルユースの科学技術の割合は相当の規模に至っているほか、日本の科学技術や産業技術の相対的立ち後れが学術研究のあり方とも関係しています。最終的にはアカデミアや政官財学関係者それぞれのモラル(常識と見識)に委ねられるべき問題です。

【社会民主党】日本学術会議の2つの声明は、それまでの科学者の態度を反省し、二度と戦争の惨禍を引き起こさないためにも戦争・軍事目的の研究を行わないことを表明したもので、戦後の日本国憲法の平和主義を体現した声明だと捉えています。これからも堅持していくべき声明です。

【日本共産党】日本の科学者を代表する機関である日本学術会議が「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年）で「軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあること」を確認して、「軍事研究を行わない」とした過去2回の声明を「継承する」としたことは画期的だと考えます。「軍事研究拒否宣言」というべき意義をもっています。日本学術会議として出さうる最大限に強いメッセージで“研究推進制度には応募すべきでない”との警告を発したものと考えます。日本の多くの大学が、自らの戦前の反省をふまえて声明や学内規定で軍事研究を行わないとしているのは、科学者の良識の発揮であり、政府は尊重すべきと考えます。

【れいわ新選組】

・軍事研究を行わないとしてきた日本のアカデミアは戦後の日本経済の非軍事部門主体、民生中心の発展を可能にしたと思います。今の政府は上で述べたように、何にでも使える運営費交付金や科研費を絞り、競争的資金にシフトさせることで、財界の要望を受けてアカデミアを軍事研究やいわゆるデュアルユースの研究に誘導してきました。

・デュアルユース研究は、技術の軍事性を覆い隠す政治的な概念という指摘（軍事技術史・河村豊氏）もあります。

・また、山崎文徳・立命館大学教授が指摘する通り、「新しい技術開発が軍事技術の開発として現れるように見えるのは、軍事技術の開発においては単に多額の資金が企業のリスクなしに投下されるから」でしかなく、民生の技術発達のためには、国の支援において、非軍事の技術開発に多くの資源を集中投下すべきです。民生市場ニーズに合わせた技術革新のために、いったん軍事部門を経由する必要は必ずしもありません。

【沖縄の風】日本学術会議の声明や各大学の学内規定での軍事研究を行わないとする姿勢を高く評価しています。

3. 2015年に安倍政権が始めた安全保障技術研究推進制度により、それまで大学では行われなかった防衛費による研究が始まりました。その制度について日本学術会議は2017年に「将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と指摘し、今も多くの大学は応募していません。この制度について貴党のお考えをお示してください。

【立憲民主党】安全保障技術研究推進制度について、学問の自由・大学の自治の観点から「問題が多い」との学術会議の声明に賛同します。この制度については、「軍事的安全保障研究」の適切性を大学で議論し、共通認識を形成すべきです。

【国民民主党】情報通信技術、AI、量子コンピューター、無人技術などの先進技術は、これからの国際社会の経済活動や社会生活の発展を支える中核的技術であるのみならず、軍事力の向上や宇宙・サイバー・電磁波など新たな領域においても大きな影響を与えるなど、国家安全保障上極めて重要なものとなっています。先進技術の優位性の獲得は、軍事力の発展のみならず、生産力の向上や社会生活の改善を通じて、経済力の発展・向上など国力の向上にも大きく寄与します。一方、安全保障の範囲の拡大に伴い、安全保障面での圧倒的な優位性を生み出すゲームチェンジャー(将来の軍事バランスを一変する可能性を秘めている革新的技術)の大半はデュアル・ユース技術(民生用にも軍事用にもどちらにも使うことができる技術)として軍民の区別がつかなくなってきました。最終的にはアカデミアや政官財学関係者それぞれのモラル(常識と見識)に委ねられるべき問題です。

【社会民主党】安全保障技術研究推進制度は明確な軍事研究だと考えます。戦争につながりかねない軍事研究の拡大に反対です。

【日本共産党】防衛省の「安全保障技術研究推進制度」（2015年創設）は、大学や公的研究機関、民間企業が生み出した研究成果を軍事研究に取り込むためのものです。研究者の自由な発想に基づく研究を支援する文部科学省の科学研究費助成事業などとは違い、防衛省策定の「研究開発ビジョン」などにもとづくテーマで募集されます。同制度に採択された研究にはプログラムオフィサー（防衛装備庁の職員）が配置され、

研究課題の進捗を確認し、研究計画・内容についての調整、助言、指導等を行います。「政府による介入が著しく」、研究者の自由な判断を阻害しうる制度です。この制度は廃止すべきです。

【れいわ新選組】

・安保 3 文書の結果設けられた、セキュリティクリアランス制度などは米国が日本に対して軍事研究をする際に情報管理の共通ルールとして求めたものです。しかし、国会審議においては、担当大臣であった高市早苗氏をはじめとして、「セキュリティクリアランス制度」がまるで主として民間技術の発展のためであるかのように重要な部分を隠して語られていました。

・しかし、「セキュリティクリアランス制度を歓迎したのは安保関連企業である」という報道などもあり、同時並行で米国・英国・豪州が参加する「AUKUS」などの地域の安全保障機構においては公然と日本が軍事技術で共同開発に参画する議論が進められるなど、この情報保全制度の「軍事性」は隠しようがありません。

・このような状況のなかで、軍事研究に取り込まれまいと踏ん張っているアカデミアの皆さんの決意には深く敬意を表します。

【沖縄の風】 安全保障技術研究推進制度には反対です。

4. 2020 年菅首相が日本学術会議会員 6 名の任命を拒否しました。6 名が欠員と言う違法状態は 2026 年まで続き、日本学術会議総会は 6 名の任命を繰り返し求めています。このことについて貴党のお考えをお示しく下さい。

【立憲民主党】 学術会議が推薦し、任命を繰り返し求めている 6 名の会員候補者について、内閣総理大臣は直ちに任命すべきです。

【国民民主党】 求められる人材や選考プロセスの明確化、透明化が不十分であると同時に推薦する側の学術会議の推薦基準等も必ずしも明確ではありません。両方明確化する必要があると考えます。

【社会民主党】 今なお、政府から任命拒否の具体的な理由の説明はありませんが、任命しなかった 6 人は、「戦争法」や特定秘密保護法などで政府の方針に異論を示してきました。政府を批判する立場の学者については日本学術会議の会員にしないということは、憲法の保障する学問の自由への介入・侵害であり、断じて許されません。

【日本共産党】 学術会議会員候補 6 名の「任命拒否」は違法であり、直ちに撤回して、6 名を任命すべきです。特定の学者を何の理由も示さずに排除し、日本学術会議法に基づく任命義務を首相が拒否することは、「学問の自由」を侵害し、法治主義を掘り崩す重大な問題です。学術会議は任命拒否に対して「6 名が任命されない理由の説明」と「速やかな任命」を繰り返し要請していますが、政府は全く答えていません。石破茂首相は、任命拒否の際に、自身のブログで「(候補者全員をそのまま任命する) がなぜ変わったのかについて、政府側が十分な説明を尽くす必要がある」と主張していました。ならば、任命拒否に至った全容を直ちに明らかにすべきです。

【れいわ新選組】 任命拒否事件では 6 人は「安全保障関連法や特定秘密保護法などで政府の方針に異論を示してきた」と報じられています。この背景には日本の経済安全保障体制の構築において、非軍事の主張をする日本学術会議は邪魔だったのだろうと推察され、そのように岡田知弘・京大名誉教授も指摘（「住民と自治」2023 年 9 月号）しています。これが事実だとすれば、アカデミアに対する政治の不当介入として由々しき問題で、速やかに 6 人の任命を政府は行うべきだと考えます。

【沖縄の風】 6 名について、任命すべきです。

5. 2023 年 12 月 22 日、内閣府特命大臣は「日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする」方針を決定しました。それに対して日本学術会議は 24 年 6 月 7 日の幹事会決定で、「1 大臣任命の監事の設置 2 大臣任命の評価委員会の設置 3 『中期目標・中期計画』の法定化 4 次期会員選者での特別な方法の導入 5 選考助言委員会の設置、この 5 点は独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動を阻害するもので到底受け入れられない」と明確に表明しています。この問題についての貴党のお考えをお示しく下さい。

【立憲民主党】学問の自由を尊重するため、科学者の代表機関である日本学術会議の組織・制度については政府からの自律性・独立性を担保すべきです。会員選考等については、透明性の向上を図りながらコ・オープン方式を維持し、日本学術会議が推薦した候補者をそのまま任命すべきです。

【国民民主党】法人化にあたっては独立性・自主性を高めるか丁寧な議論が必要と考えます。

【社会民主党】日本学術会議の法人化は、日本学術会議の独立性を損なうものであり反対です。

【日本共産党】光石衛日本学術会議会長は、内閣府特命大臣の学術会議の法人化についての決定（2023年12月22日）に対して懸念を表明し、ご指摘のように「到底受け入れられない」と明言しています。政府は、この学術会議の意見を尊重すべきです。学術会議の法人化の検討ではなく、日本学術会議が求めているように、研究力の回復など、日本の学術の発展のために必要な学術体制全体の抜本的見直しを検討する「開かれた協議の場」を持つべきです。

【れいわ新選組】

・政府は、既に様々な御用学者による「審議会」や「検討会」を作って経済界やアメリカの要望にそった政策や法案を思う存分推進しています。そのような中で政府は、「日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする」方針を決定しました。

・外部組織とするにもかかわらず、政府方針には、「政府等との問題意識・時間軸等の共有」が既定されています。軍事研究をすすめさせたい政府が、その「問題意識」を共有する組織へと、日本学術会議を変容させる思惑がありありです。

・この方針について、日本学術会議の会員を務めた学者は「政権にとって好ましくない学術会議を排除することが狙いだ」と指摘しています（毎日新聞 2024/10/10）。6人の任命拒否の延長線上にあるものです。

・日本学術会議は、政府・社会に対して日本の科学者の意見を直接提言するナショナル・アカデミーであり、その独立性・自主性は高く保持されるべきです。

・政府とは見解の異なる学術会議の学者を排除するというのは如何なものでしょうか。権力者は批判的な意見を許容するという気量と度量が求められます。学問の自由な発展のためには学術会議の運営に予算をタテに政府が介入することは大きな問題です。

・政府はアカデミアの批判的な意見により政策を検証されることにむしろ感謝こそすべきであり、学術会議法の改悪はすべきではありません。

【沖縄の風】学術会議の24年6月7日の決定を支持します。